

# 母子・父子家庭医療福祉費支給制度(ひとり親マル福)

## 1. マル福を受けられる方

- ・大洗町在住で下記の、母子・父子家庭(ひとり親)マル福の認定要件のいずれかに該当する方。

### ◎母子・父子家庭(ひとり親)マル福の認定要件

離婚、死別などにより配偶者のない、18歳未満の子を監護している方及びその子
20歳未満の障害児または高校在学者を監護している方及びその子
配偶者が重度心身障害者である方とその子

※ 小学6年生までは、小児マル福が優先されます。

## 2. 所得制限

- ・母子・父子それぞれの所得額が301.6万円未満であること。
- ・同一世帯の扶養義務者(祖父母等)の所得額が、1,000万円未満であること

## 3. 更新期間

- ・マル福該当となった月の1日から、次回6月30日まで
- ※ 所得額が不明の方は、更新されませんので注意してください。
- ※ 受給者証更新時に、受給資格の確認をさせていただく場合があります。
- ※ 婚姻(事実婚・同居)等により、マル福受給資格を喪失した場合は、すみやかに役場へ届出てください。喪失後もマル福を受給していたことが判明した場合には、医療費の返還を求める場合があります。

## 4. 医療費自己負担額

- ◎外来・・・医療機関ごとに1日600円。同一月内は2回(1,200円)まで負担。
- ◎入院・・・1日300円。同一月内は医療機関ごとに3,000円まで負担。
- ◎入院時食事代・・・標準自己負担額を負担。
- ◎調剤薬局・・・自己負担無し

## 5. マル福の利用方法

### ◎茨城県内の医療機関などを受診する場合

- ・医療機関などの窓口で、健康保険証と一緒にマル福の受給者証を提示してください。

### ◎茨城県外の医療機関などを受診する場合

- ・マル福の受給者証は使用できませんので、保険証のみで受診し一度医療費を自己負担してください。診療点数の記載された領収書などを持参のうえ、償還払いの申請(裏面参照)を行ってください。

## 6. 償還払いの申請について

- 茨城県外の医療機関を受診した場合や、0歳から高校3年生までのお子様については、窓口での自己負担額が600円未満の医療費および入院時の食事代について、申請により医療費を返還することができます。申請方法は下記を参考にしてください。

### ◎必要なもの

- ①診療報酬の記載された領収書 ②マル福受給者証 ③健康保険証 ④認め印 ⑤口座番号のわかるもの（登録済みの方は不要） ⑥健康保険からの高額療養費や付加給付金の支給決定通知書（※）

※ 医療費が高額となった場合に、ご加入の健康保険から高額療養費や付加給付金が支給される場合があります。そちらを優先してご利用いただき、差額をマル福から支給いたします。

## 7. その他届出が必要な場合

下記のいずれかに該当する場合も届出が必要となりますので、該当された場合には、すみやかに届出を行ってください。

理 由	必 要 な も の
健康保険証が変わったとき	新しい健康保険証 マル福受給者証 認め印
住所や氏名が変更するとき	受給者証 認め印
登録口座を変更するとき	新しい口座の通帳等 認め印
受給者証を再発行するとき	来庁者の身分証明書 認め印
茨城県内の市町村へ転出するとき	受給者証 認め印
ひとり親に該当しなくなったとき	受給者証

## 8. 問い合わせ先

大洗町役場 住民課 高齢医療年金係

TEL 267-5111（内線158）